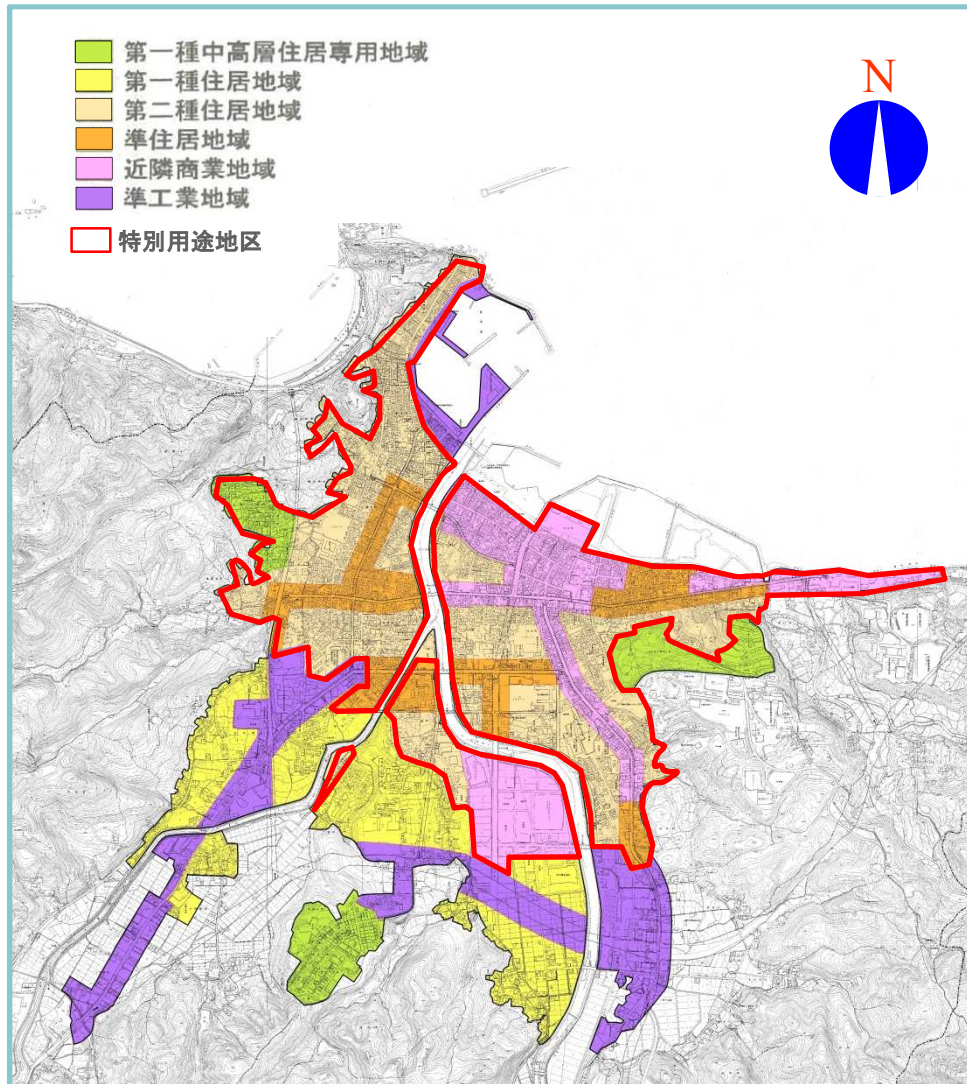


輪島市伝統産業特別用途地区内における建築物の建築制限の緩和等に関する条例  
(所在地:石川県 輪島市)



平成20年 都市計画決定の状況

○条例の施行日:平成20年2月1日

○条例制定の経緯

- ・市内には従前、用途地域の指定のない区域において、「住宅で輪島塗工場を兼ねるもの」が多数立地していた。
- ・用途地域を指定する際に、これらの地場産業に係る建築物の立地を許容しつつ、既成住宅地としての環境を整備するために、市街地への影響が大きい工場の立地を規制することが必要だった。
- ・このことから、輪島市は新たな用途地域の指定と同時に、建築基準法第49条第2項に基づき、条例を制定し、市の地場産業である輪島塗の保護及び育成を図るとともに、地域の住環境との調和を図るため、輪島市伝統産業特別用途地区内の第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域において、防音対策を施した漆器の製造作業の用途に供する建築物(作業所の部分の床面積が300㎡以下で、原動機の実出力10キロワット以下のものに限る。)の用途規制を緩和した。